

# 令和5年度組織見直しに係る「補助執行の見直し」

資料4

No.	協議日	見直し前		見直し後	
		補助執行事務	補助執行者	補助執行事務	補助執行者
1	平成21年3月30日	地区公民館等に関すること。	地域生活部長、地域づくり課長及び地域づくり課に属する職員	地区公民館等に関すること。	協働推進部長、地域づくり課長及び地域づくり課に属する職員
2	平成28年1月19日	学校開放(春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則(平成18年教委規則第6号)に規定する学校開放をいう。)に関する事務(特別教室に関するものを除く。)	(1) 副市長 (2) 健康推進部長 (3) 健康推進部においてスポーツに関する事務を担当する課に属する職員	学校開放(春日市生涯学習推進のための学校開放に関する規則(平成18年教委規則第6号)に規定する学校開放をいう。)に関する事務(特別教室に関するものを除く。)	(1) 副市長 (2) 協働推進部長 (3) 協働推進部においてスポーツに関する事務を担当する課に属する職員
3	令和2年3月31日	春日市教育委員会事務局職員の報酬、給料、手当、共済費及び通勤手当相当分として支給される旅費の決定に関すること。	(1) 副市長 (2) 総務部長 (3) 人事法制課長 (4) 人事法制課に属する職員	春日市教育委員会事務局職員の報酬、給料、手当、共済費及び通勤手当相当分として支給される旅費の決定に関すること。	(1) 副市長 (2) 総務部長 (3) 人事課長 (4) 人事課に属する職員
4	令和3年2月12日	特別支援教育に関する事務(学校内における特別支援教育に関すること並びに特別支援学級及び通級指導教室の入退級の決定、特別支援学校の入学に係る意見の送付の決定並びに通級指導教室の運営の方針の決定に関するものを除く。)	(1) 副市長 (2) 福祉支援部長 (3) 福祉支援部において発達支援に関する事務を担当する課に属する職員	特別支援教育に関する事務(学校内における特別支援教育に関するものを除く。)	こども支援部において発達支援に関する事務を担当する課に属する職員